

9 喫煙

初期対応のポイント

- ① 喫煙又は喫煙具所持を発見したときは、その場で喫煙又は喫煙具を所持していることをしっかりと確認し、そのことを生徒自身に認めさせる。
- ② その場で叱責するのではなく、落ち着いて話のできる場所で、まずは本人から話を聞く。
- ③ 話を聞いた後、喫煙行為又は喫煙具所持が法的にも校則としても健康面からも認められないことをしっかりと指導する。
- ④ 振り返りの機会を設定し、行動の問題点について反省させる。
- ⑤ 保護者に連絡し、当該生徒同席のもと事象の説明と学校の指導の方針を伝える。

指導の手順

当該生徒への指導

事実確認

- ・喫煙又は喫煙具所持の事実をしっかりと認めさせる。
- ・本人から喫煙又は喫煙具所持の理由や動機、喫煙具の入手先、本数や依存度等、その背景の話を聞く。
- ・いかなる場合も喫煙又は喫煙具所持が認められていないことをしっかりと理解させる。
- ・振り返りの機会を設定し、行動の問題点について反省させる。

保護者への連絡

- ・保護者を学校に召喚するか家庭訪問をし、本人を同席させた上で、事象の説明と学校の指導の方針を伝える。また、再発防止のための協力も依頼する。

指導

- ・継続した指導に入る。

留意点

- ・保護者への説明は、生徒にさせるのではなく、教職員が当該生徒同席のもと行う。

HRや全校生徒への指導

全体指導

- ・喫煙が健康や身体の成長に悪影響を及ぼすことや法律で禁止されている行為であることなど、HR活動や様々な集会等で指導する。
- ・関係機関の講師等を招いて、喫煙防止教室や講演会を実施する。
- ・アンケート調査等を活用し、生徒の喫煙に対する意識や行為を把握し、その後の指導に活用する。

HR活動

- ・生徒が自ら考え、意見を出し合える喫煙についての学習会を設定する。



指導内容

当該生徒への直接指導

- ・喫煙を始めた時期や喫煙場所などを聞く。
- ・家庭や学校での生活、友人関係、学習状況、進路及び悩みなどについて聞き、生徒の理解に努める。
- ・この事象について今後どのような生活を送るのか、自己決定を促す。

保護者に対して

協力依頼と連携

- ・ HR 担任や学年主任及び生徒指導主事から保護者に事象の説明をする。
- ・ 家庭における喫煙の状況やその認知度について聞く。
- ・ 学校の指導方針を説明する。
- ・ 家庭においても保護者と当該生徒が十分話し合えるよう依頼する。
- ・ 保護者の喫煙に対する考え方を確認し、学校と保護者が常に連携をしながら当該生徒の健全な育成に取り組めるよう協力を依頼する。

関係機関と連携して

専門家や警察及び地域住民との連携

- ・ 専門家や警察及び地域住民と連携しながら、地域での喫煙防止にも取り組んでもらう。